

## 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、予算の定めるところにより、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により県が作成する都道府県計画に基づく事業を実施する事業者に対し、当該事業の実施に必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の事業とする。

#### 1 病床の機能分化・連携支援事業

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟7対1入院基本料、特定機能病院一般病棟10対1入院基本料、専門病院7対1入院基本料、専門病院10対1入院基本料、小児入院医療管理料2、小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等7対1入院基本料、障害者施設等10対1入院基本料、障害者施設等13対1入院基本料、障害者施設等15対1入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟から、地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対1入院基本料、小児入院医療管理料4、小児入院医療管理料5、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費を助成する。
- (2) 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するため必要な施設・設備を整備するために要する経費を助成する。
- (3) 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟7対1入院基本料、特定機能病院一般病棟10対1入院基本料、専門病院7対1入院基本料、専門病院10対1入院基本料、小児入院医療管理料2、小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等7対1入院基本料、障害者施設等10対1入院基本料、障害者施設等13対1入院基本料、障害者施設等15対1入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用

途へ変更（機能転換は除く）するために要する経費を助成する。

- (4) 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟7対1入院基本料、特定機能病院一般病棟10対1入院基本料、専門病院7対1入院基本料、専門病院10対1入院基本料、小児入院医療管理料2、小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等7対1入院基本料、障害者施設等10対1入院基本料、障害者施設等13対1入院基本料、障害者施設等15対1入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器を処分（廃棄、解体又は売却）するために要する経費を助成する。
- (5) 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟7対1入院基本料、特定機能病院一般病棟10対1入院基本料、専門病院7対1入院基本料、専門病院10対1入院基本料、小児入院医療管理料2、小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等7対1入院基本料、障害者施設等10対1入院基本料、障害者施設等13対1入院基本料、障害者施設等15対1入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟の削減に伴い、職員の早期退職に要する経費を助成する。

## 2 医療・介護ネットワーク整備事業

郡市医師会が、地域の医療機関や介護事業所の連携により、患者や利用者の状態にあつた質の高い医療・介護サービスを提供することを目的として行うICT技術を活用した地域医療介護情報連携ネットワークの整備に要する経費を助成する。

## 3 多職種連携による口腔ケア体制整備事業

県内の医療機関が、口腔ケアに関する支援が必要な入院患者に対して、歯科専門職による口腔ケアの実施や地域の医科、歯科、介護関係者と連携し、入院時から在宅へと切れ目のない支援をするために、関係者による協議や口腔ケアの実地指導、研修等に要する経費を助成する。

## 4 看護師特定行為研修受講支援事業

訪問看護事業所等に勤務する看護職員が、厚生労働省指定研修機関で実施される特定行為研修を受講するため、当該訪問看護事業所等が負担する研修の受講に要する経費を助成する。

## 5 かかりつけ医普及啓発事業

公益社団法人鹿児島県医師会が、「認定かかりつけ医制度」の運営や、「かかりつけ医」の必要性について普及・啓発を行うために要する経費を助成する。

## 6 専門医養成支援事業

県内の専門研修病院において、小児科、産科（産婦人科）、麻酔科、救急科及び総合

診療科の専門研修を受ける医師に対し、研修奨励金を交付する。

#### 7 産科医療体制確保支援事業

産科医療体制の確保が困難な地域において、新たに産科医、麻酔科医、小児科医及び助産師を確保するため、必要な事業を実施する市町村（複数市町村による協議会等を含む。）に対し、事業を実施するために要する経費を助成する。

#### 8 介護サービス事業所 I C T 導入支援事業

介護保険法に基づく指定介護サービス事業所が、業務の効率化を通じて、質の高い介護サービスを提供するために行う I C T 導入に要する経費を助成する。

#### 9 新人看護職員卒後研修事業

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等が、新人看護職員卒後研修及び医療機関受入研修を実施するために要する経費を助成する。

#### 10 病院内保育所運営費補助事業

(1) 次に掲げる者（この項において「開設者」という。）が開設する医療法（昭和23年法律205号）第7条に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条に基づき届出をした診療所において、医療従事者の離職防止及び再就業を促進する目的をもって開設者が設置する病院内保育所の運営費を助成する。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会は除く。）

イ 国家公務員共済組合及びその連合会

ウ 地方公務員等共済組合

エ 私立学校教職員共済組合

オ 農林漁業団体職員共済組合

カ 健康保険組合及びその連合会

キ 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合

ク 医療法人

ケ 一般社団法人及び一般財団法人

コ 独立行政法人

サ その他知事が認める者

(2) ただし、次のいずれかに該当する者は補助を受けることはできない。

ア 平成26年4月以降に雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（以下「助成金」という。）を受給した者

イ 同一の施設について同一年度に、助成金又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく事業所内保育事業に係る給付費を受給しようとする者。

#### 11 看護師等養成所運営費補助事業

(1) 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営に要する経費を助成する。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会は除く。）

イ 国家公務員共済組合及びその連合会

- ウ 健康保険組合及びその連合会
  - エ 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合
  - オ 学校法人及び準学校法人
  - カ 医療法人（看護師養成所2年課程（通信制）以外の課程については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）
  - キ 一般社団法人及び一般財団法人（看護師養成所2年課程（通信制）以外の課程については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）
  - ク 独立行政法人
- (2) 次に掲げる者が行う看護師養成所3年課程の設置準備に要する経費を助成する。
- ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財團済生会は除く。）
  - イ 国家公務員共済組合及びその連合会
  - ウ 健康保険組合及びその連合会
  - エ 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合
  - オ 学校法人及び準学校法人
  - カ 医療法人
  - キ 一般社団法人及び一般財団法人
  - ク その他知事が認める者

## 12 医師勤務環境改善等事業

分娩を取り扱う産科医及び助産師、又は新生児特定集中治療室において新生児を担当する医師に処遇改善を目的とした手当等を支給している医療機関に対し、その費用を助成する。

## 13 小児救急医療拠点病院運営事業

複数の二次医療圏を対象に、休日及び夜間の入院治療を必要とする小児の重症救急患者の治療に取り組む小児救急医療拠点病院（鹿児島市立病院）に対し、運営費を助成する。

## 14 介護の仕事理解促進事業

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業を運営する法人、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく養成施設その他関係団体が、多様な人材層に対して介護に関する理解を促進し、介護職の魅力を発信して介護人材のすそ野の拡大を図る取組を行うために要する経費を助成する。

## 15 介護職員キャリアアップ支援事業

### (1) 介護職員養成研修費用助成事業

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（鹿児島県内に所在する事業所に限る。）が負担する介護職員養成研修課程の受講に要する経費を助成する。

(2) 介護職員実務者研修費用助成事業

介護職員が介護福祉士実務者研修を受講するため、県内に所在する介護保険事業所・施設及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホームを運営する法人等が負担する研修の受講に要する経費を助成する。

(3) アセッサー講習費用助成事業

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（県内に所在する事業所に限る。）が負担する介護キャリア段位におけるアセッサー講習の受講に要する経費を助成する。

(4) 離島における介護職員研修受講支援事業

公益財団法人介護労働安定センターが、県内の離島において介護職員の知識・介護技術等の向上のため、県内の福祉関係事業所に勤務する職員等に対して行う研修に要する経費を助成する。

16 介護事業所内保育所運営費補助事業

県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業を運営する法人等（地方公共団体を除く。）が、介護職員の離職防止及び再就業を促進する目的をもって設置する介護事業所内保育所の運営費を助成する。

ただし、次に掲げる公的助成を受けながら事業を実施している場合は、本事業の補助を受けることができない。

- (1) 雇用保険法に基づく事業所内保育施設・運営等支援助成金（当該助成金の受給年度に関わらない。）
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく事業所内保育事業に係る給付費
- (3) 第15項の病院内保育所運営費補助事業
- (4) その他、公的助成を受けて実施している事業

17 介護ロボット導入支援事業

県内に所在する次に掲げる者が行う介護ロボットの導入に要する経費を助成する。

- (1) 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業所
- (2) 同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービスを行う事業所
- (3) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- (4) 同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業所

18 権利擁護人材育成事業

市町村が、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、市民後見人等の育成及び活用に向けた取組を行うために要する経費を助成する。

19 外国人留学生受入養成施設学習支援事業

外国人留学生を受け入れた県内の介護福祉士養成施設が、留学生に対しカリキュラム外の時間に行う日本語学習支援や介護専門知識強化に要する経費を助成する。

20 介護職機能分化等推進事業

介護事業者団体が介護助手等を活用して介護業務の機能分化を推進する取組に要する経費を助成する。

21 介護職員人材確保対策事業

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（県内に所在する事業所に限る。）が新規に雇用した無資格者に係る人件費及び介護職員初任者研修課程の受講に要する経費を助成する。

22 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

離島・中山間地域等に所在する、介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（県内に所在する事業所に限る）が、介護人材確保のために行う地域外からの就職促進、地域外での採用活動、介護従事者の資質向上の推進に要する経費を助成する。

23 外国人介護人材受入施設環境整備事業

外国人介護人材（経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者を除く）を受け入れた介護施設等が、外国人介護人材に対して行う、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、外国人職員との施設入所者等とのコミュニケーションの促進に係る支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に要する費用を助成する。

（補助対象経費及び補助金額）

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は別表1のとおりとする。ただし、別表1により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 別表2に掲げる事業については、交付申請年度の4月1日以降に生じた対象経費については補助対象とすることができます。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 実施設計書（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならぬ。
  - ア 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）
  - イ 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
  - ウ 補助事業の内容の著しい変更（工事の施工に係る補助金にあっては、実施箇所、構造、規模、工法等の変更）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
  - ア 事業者が地方公共団体の場合  
補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
  - イ 事業者が地方公共団体以外の場合  
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後ににおいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方である事業者等は、当該工事を一括して第三者に請け負わせることはできない。

(10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第21号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(11) 補助事業を行う者が(1)から(10)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。

#### （決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

#### （補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）
  - (2) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
  - (3) 補助事業の内容の著しい変更（工事の施工に係る補助金にあっては、実施箇所、構造、規模、工法等の変更）
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 変更経費所要額調書（別記第2号様式）
  - (2) 事業変更計画書（別記第7号様式）
  - (3) 変更収支予算書（別記第8号様式）
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行いう場合は変更承認通知書（別記第9号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

#### （申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

#### （補助事業の補助金交付決定前着手）

第9条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前着手承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第12号様式）により通知する。

(状況報告)

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、別記第13号様式によるものとし、提出期限は知事の指定する日とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の補助事業実績報告書は、別記第14号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別記第15号様式）
- (2) 事業実績書（別記第16号様式）
- (3) 収支精算書（別記第17号様式）
- (4) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (5) 契約書の写し
- (6) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (7) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して20日以内（規則第11条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して20日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は2部とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第19号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払又は前金払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払（前金払）申請書は、別記第20号様式のとおりとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月18日から施行し、平成26年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 鹿児島県新人看護職員卒後研修事業補助金交付要綱（平成22年7月21日制定）、鹿児島県病院内保育所運営費補助金交付要綱（平成14年11月22日制定）、鹿児島県看護師等養成所運営費補助金交付要綱（昭和63年4月1日制定）及び鹿児島県産科医等確保支援

事業補助金交付要綱（平成22年2月8日制定）は、廃止する。

- 3 廃止前の鹿児島県新人看護職員卒後研修事業補助金交付要綱、鹿児島県病院内保育所運営費補助金交付要綱、鹿児島県看護師等養成所運営費補助金交付要綱及び鹿児島県産科医等確保支援事業補助金交付要綱に基づき交付の決定がなされた補助金にあっては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月11日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 鹿児島県後期（専門）研修医研修奨励金交付要綱（平成21年3月25日制定）は、廃止する。
- 3 廃止前の鹿児島県後期（専門）研修医研修奨励金交付要綱に基づき交付の決定がなされた補助金にあっては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行し、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年1月5日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別 表 1 (第3条関係)

補助金の交付対象となる事業の種類	補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
病床の機能分化 ・連携支援事業	<p>地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対1入院基本料、小児入院医療管理料4、小児入院医療管理料5、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するためには要する次の経費</p> <p>1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費</p>	<p>1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1 床当たり 4,378千円 (2) 改修 1 床当たり 3,214千円</p> <p>2 設備整備 1 施設当たり 10,800千円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>
	<p>救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために要する次の経費（がん診療施設設置整備事業及びがん診療施設設備整備事業の対象となる施設・設備を除く。）</p> <p>1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費</p>	<p>1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1 床当たり 4,378千円 (2) 改修 1 床当たり 3,214千円</p> <p>2 設備整備 60,000千円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>

<p>地域医療構想の推進に向けて実施する病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費 (鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする)</p> <p>1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>施設整備</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート 用途変更面積 1 m<sup>2</sup>当たり 200,900円</p> <p>(2) ブロック 用途変更面積 1 m<sup>2</sup>当たり 175,100円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>
<p>地域医療構想の推進に向けて実施する病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。</li> <li>・ 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。</li> </ul> <p>※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者が</p>	<p>-</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 対象経費の実支出額 2 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>

	<p>その代表者であること</p> <p>その他の当該医療法人</p> <p>又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有姿除却は対象としない。</li> </ul>		
	<p>地域医療構想の推進に向けて実施する病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費</p> <p>退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額</p>	<p>早期退職制度を活用する職員1人当たり</p> <p>6,000千円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>
医療・介護ネットワーク整備事業	<p>1 協議会等の開催に係る経費（講師謝金、講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料）</p> <p>2 データ入力利用端末の整備に要する経費（需用費、備品購入費及び賃借料）</p>	<p>1 協議会等開催経費 1 郡市医師会当たり 1,000千円</p> <p>2 データ入力利用端末の整備に要する経費 1 郡市医師会当たり 3,000千円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>
多職種連携による口腔ケア体制整備事業	報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）	<p>検討会及び研修会等実施経費</p> <p>1 医療機関当たり 468千円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その</p>

			他の収入額を控除した額
看護師特定行為研修受講支援事業	受講料	派遣看護職員 1 人当たり 472千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
かかりつけ医普及啓発事業	報償費、旅費、需用費（消耗費、印刷製本費）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	認定かかりつけ医制度認定審査委員会の運営及び同制度の普及・啓発に係る経費 3,920千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
専門医養成支援事業	小児科・産科（産婦人科）・麻酔科・救急科・総合診療科の専門研修を受ける 1 年目の医師（産科（産婦人科）のみ 1 年目から 3 年目までの医師）に対し、研修期間に応じて支給する奨励金	専攻医に対する奨励金 1 人当たり 25千円／月	次に掲げる額 ・ 基準額 × 研修実績月数
産科医療体制確保支援事業	産科医療機関等に対して、市町村（複数市町村による協議会等を含む。）が支出する次の経費 1 産科医師等の給与、手当、赴任費用、技術研修費 2 他の医療機関等からの産科医師等の派遣・出向に係る経費	(1) 産科医師等の給与、手当、赴任費用、技術研修費 8,423千円 (2) 他の医療機関等からの産科医師等の派遣・出向に係る経費 6,588千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費か

	る経費 (同一医療機関に対する補助は3年以内とする。ただし、更なる医療体制の充実を図る取組を実施する場合、再度3年の補助を可能とする。)		ら寄付金その他の収入額を控除した額
介護サービス事業所ＩＣＴ導入支援事業	介護サービス事業所が行うＩＣＴ導入に係る経費(需用費、備品購入費、使用料及び賃借料、委託料(事業所にＩＣＴを導入する際に必要な諸経費を含む))	1 事業所当たり補助基準額 (1) 職員数1人～10人 2,000千円 (ただし、国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合1,334千円) (2) 職員数11人～20人 3,200千円 (ただし、国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合2,134千円) (3) 職員数21人～30人 4,000千円 (ただし、国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合2,667千円) (4) 職員数31人～ 5,200千円 (ただし、国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合3,467千円)	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1(国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合は4分の3)を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
新人看護職員卒後研修事業	1 研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費) 2 教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経	次の(1)から(3)により算出された額の合計額 (1) 研修経費 ア 新人看護職員等が1人のとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円) イ 新人看護職員等が2人以上のとき 630千円 (ただし、新人保健	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

費（謝金、人件費、手当）	師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922千円とする。)
3 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	(2) 教育担当者経費 新人看護職員等5人以上の場合に5人ごとに 215千円
	(注) 新人看護職員数等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70人とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1人として計上する。
	(3) 医療機関受入研修事業 ア 1～4人を受け入れる場合 1 施設当たり 113千円
	イ 5～9人を受け入れる場合 1 施設当たり 226千円
	ウ 10～14人を受け入れる場合 1 施設当たり 566千円
	エ 15～19人を受け入れる場合 1 施設当たり 849千円
	オ 20人以上受け入れる場合 1 施設当たり 1,132千円

		<p>力 受け入れる新人看護職員数が20人を超える場合 1人増すごとに 45千円</p> <p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>			
病院内保育所運営費補助事業	<p>次に定める病院内保育施設の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している病院内保育所の運営に必要な保育士等の職員の人事費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は、人事費とする。）</p> <p>1 A型は、事業に係る児童が4人以上（うち医療職職員の児童1人以上）で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上を有するもので、B型に該当しないものとする。ただし、児童2人以上4人未満（うち医療職職員の児童1人以上）のものをA型特例とする。</p> <p>2 B型は、事業に係る児童10人以上（うち医療職職員の児童1人以上）で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。ただし、B型のうち児童30人以上（うち医療職職員の児童1人以上）</p>	<p>各院内保育施設につき次の1により算定した額より、2に定める保育料収入相当額を控除の上、3に定める院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と4の加算額の合計額</p> <p>1 基本額 (A型特例) <math>1 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数}</math> (A型) <math>2 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数}</math> (B型) <math>4 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数}</math> (B型特例) <math>6 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数}</math></p> <p>2 保育料収入相当額 24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。 また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>保育人数</th> </tr> </thead> </table>	種 別	保育人数	<p>補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを比較してそのいずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額</p>
種 別	保育人数				

で保育士等職員10人以上を有するものはB型特例とする。

A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

### 3 負担能力指数による調整率

区分	負担能力指数	調整率
基 本 額	5未満	0.7
	5以上 20未満	0.5
	20以上	0.3

ただし、保育施設の設置主体が開設後、3か年を経過していない場合は、最上位の率とする。

### 4 加算額

(24時間保育を行っている施設)

16,010円×運営日数  
(病児等保育を行っている施設)

187,560円×運営月数

看護師等養成所運営費補助事業

次の1から5までに掲げる経費

- 1 教員経費
  - (1) 専任教員給与費
  - (2) 専任教員人当座費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費
  - (3) 添削指導員給与費
  - (4) 部外講師謝金
  - (5) 委託料（上記教員経費のうち(1)～(3)に該当するものとする。）

a 看護師等養成所運営事業  
次に掲げる課程ごとの(1), (2), (3), (4), (5)及び(6)の合計額に、次の表の左欄に掲げる看護師等試験合格率の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じ、次に定める調整率を乗じて得た額

算定しようとする年度の前年度の看護師等試験合格率	乗じる率
97%以上	1.05

次のいずれか少ない額

1 補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを養成所ごとに比較し少ない方の額

2 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

		95%以上97%未満	1.00	
2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。）		90%以上95%未満	0.95	
		85%以上90%未満	0.90	
3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費 （消耗器材に要する経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。）		85%未満	0.85	
4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（上記報償費とする。）		看護師等養成所の定員数	調整率	
5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費、修繕費）、役務費（保険料、手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）、使用料及び賃借料 (2) 看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費）、食糧費（会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料 (3) 委託料（上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。）		定員181人以上	0.92	
		定員 161人以上 180人以下	0.94	
		定員 121人以上 160人以下	1.00	
		定員 81人以上 120人以下	1.02	
		定員 71人以上 80人以下	1.10	
		定員 70人以下	1.20	
		ただし、生徒数1人当たりの額は、当該額に次の表の左欄に掲げる新卒者の県内就業率の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じて得た額とする。		
		算定しようとする年度の前年度以前3年の各年度の新卒者の平均県内就業率	乗じる率	
		85%以上	2.00	
		80%以上85%未満	1.50	
		75%以上80%未満	1.00	
		70%以上75%未満	0.80	

70%未満	0.60
-------	------

ただし、養成所1か所当たりの額は、当該額に次の表の左欄に掲げる専任教員講習会受講率の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じて得た額とする。

算定しようとする年度の前年度までの専任教員講習会受講率	乗じる率
95%以上	1.10
85%以上95%未満	1.00
75%以上85%未満	0.95
50%以上75%未満	0.90
50%未満	0.85

## 1 助産師養成所

- (1) 養成所1か所当たり  
7,211,853円
- (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに  
1,842,000円

(3) 事務職員分として1か所当たり  
536,000円

- (4) 生徒数に1人当たり  
66,260円を乗じて得た額

## 2 看護師(3年課程)養成所 (全日制)

- (1) 養成所1か所当たり  
14,083,236円

	(2) 統合カリキュラム実施 施設 6,610,000円
	(3) 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円
	(4) 事務職員分として 1か所当たり 536,000円
	(5) 生徒数に1人当たり 13,531円を乗じて得た額
	(6) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円
3 看護師(3年課程)養成所 (全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)	
(1) 養成所1か所当たり 10,562,427円	
(2) 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円	
(3) 事務職員分として1か所当たり 402,000円	
(4) 生徒数に1人当たり 13,531円を乗じて得た額	
(5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円	
4 看護師(2年課程)養成所 (全日制)	

		(1) 養成所 1 か所当たり 11,609,154円
		(2) 総定員が80人を超える 養成所において専任教員 分として定員30人増すご とに 1,842,000円
		(3) 事務職員分として 1 か所当たり 536,000円
		(4) 生徒数に 1 人当たり 15,364円を乗じて得た 額
		(5) へき地等の地域におけ る養成所に対する重点的 支援事業実施施設 1 か所 当たり 1,004,000円
5	看護師（2年課程）養成 所（定時制）	
		(1) 養成所 1 か所当たり 8,706,429円
		(2) 総定員が120人を超える 養成所において専任教員 分として定員30人増す ごとに 1,381,000円
		(3) 事務職員分として 1 か所当たり 402,000円
		(4) 生徒数に 1 人当たり 15,364円を乗じて得た 額
		(5) へき地等の地域におけ る養成所に対する重点的 支援事業実施施設 1 か所 当たり 1,004,000円
6	看護師（2年課程）養成 所（通信制）	
		(1) 養成所 1 か所当たり 14,768,541円
		(2) 総定員が500人を超える

	<p>る養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円</p> <p>(3) 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円</p> <p>(4) 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>(5) 生徒数に1人当たり3,055円を乗じて得た額</p>	
	<p>7 準看護師養成所</p> <p>(1) 養成所1か所当たり 7,033,761円</p> <p>(2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>(3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>(4) 生徒数に1人当たり11,436円を乗じて得た額</p> <p>(5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円</p>	
<p>看護師養成所3年課程の設置準備に必要な次の1及び2に掲げる専任教員等配置経費</p> <p>1 教員経費</p> <p>(1) 専任教員給与費</p> <p>(2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福</p>	<p>b 看護師養成所3年課程導入促進事業 専任教員等配置経費1か所当たり 8,408,000円</p>	<p>次のいずれか少ない額 1 補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを養成所ごとに比較し少ない方の額</p>

	<p>利厚生費</p> <p>(3) 委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。）</p> <p>3 事務職員経費</p> <p>(1) 事務職員経費</p> <p>(2) 委託料（上記事務職員給与費とする。）</p>		<p>2 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p>
医師勤務環境改善等事業	分娩を取扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	<p>a 産科医等確保支援事業 分娩手当等 1 分娩当たり 10,000円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額</p>
	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）	<p>b 新生児医療担当医確保支援事業 新生児担当医手当等 新生児 1人当たり 10,000円 (NICU入院初日のみ)</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額</p>
小児救急医療拠点病院運営事業	<p>1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>2 報償費（医師雇上謝金）</p> <p>3 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外(125/100以上)及び深夜(150/100, 160/100又は125/100以上)）を手当している場合に限る。）</p>	<p>1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額 (1) 35,926千円×運営月数/12 (2) 夜間加算 3,520千円×運営月数/12</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額</p> <p>1 対象経費の実支出額 2 基準額 3 総事業費から寄付金その他の収入金額を控除した額</p>
介護の仕事理解促進事業	報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費（会食に係る経費を除く。）、消耗品費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金	<p>1 事業当たり 2,000千円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費か</p>

			ら寄附金その他の収入額を控除した額
介護職員キャリアアップ支援事業 (1)介護員養成研修費用助成事業	資格を有しない介護職員を対象に、次に掲げる者が負担する介護員養成研修課程の受講に要する経費 1 交付の対象となる者 県内に所在する以下の事業を運営する法人等 (1) 介護保険法に基づく指定介護サービス事業 (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム 2 交付の対象となる経費 (1) 受講料 (2) テキスト代	1人当たり ①介護職員初任者研修 100千円 ②生活援助従事者研修 50千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
(2)介護職員実務者研修費用助成事業	実務経験が1年以上の介護職員が介護福祉士実務者研修の受講に要する経費（受講料（テキスト代を含む））	1人当たり 100千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
(3)アセッサー講習費用助成事業	次に掲げる者が負担するアセッサー講習の受講に要する経費 1 交付の対象となる者 県内に所在する以下の事業を運営する法人等 (1) 介護保険法に基づく指定介護サービス事業 (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム	1人当たり 20,350円	1人当たり 10千円

(4)離島における介護職員研修受講支援事業	2 交付の対象となる経費 受講料（ただし、取扱手数料は含めない）														
	旅費	研修開催地（離島）への移動に伴う経費 534千円	次に掲げる額のうち少ない額 1 基準額 2 対象経費の実支出額												
介護事業所内保育所運営費補助事業	<p>次に定める介護事業所内保育施設の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している介護事業所内保育所の運営に必要な保育士等の職員の人事費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は、人事費とする。）</p> <p>1 A型は、事業に係る児童が4人以上（うち介護職員の児童1人以上）で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上を有するもので、B型に該当しないものとする。</p> <p>ただし、児童2人以上4人未満（うち介護職員の児童1人以上）のものをA型特例とする。</p> <p>2 B型は、事業に係る児童10人以上（うち介護職員の児童1人以上）で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。</p> <p>ただし、B型のうち児童30人以上（うち介護職員の児童1人以上）で保育士等職員10人以上を有するものはB型特例とする。</p>	<p>各介護事業所内保育施設につき次の1により算定した額より、2に定める保育料収入相当額を控除の上、3に定める介護事業所内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と4の加算額の合計額</p> <p>1 基本額            (1) A型  <math>2\text{人} \times 144,250\text{円} \times \text{運営月数}</math>            (2) A型特例  <math>1\text{人} \times 144,250\text{円} \times \text{運営月数}</math>            (3) B型  <math>4\text{人} \times 144,250\text{円} \times \text{運営月数}</math>            (4) B型特例  <math>6\text{人} \times 144,250\text{円} \times \text{運営月数}</math></p> <p>2 保育料収入相当額            24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。            また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は下表のとおりとする。</p> <p>上限人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>保育人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 型</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>A型特例</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>B 型</td> <td>1 0 人</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>1 8 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 負担能力指数による調整率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担能力指數</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> </table>	種 別	保育人数	A 型	4 人	A型特例	1 人	B 型	1 0 人	B型特例	1 8 人	負担能力指數	調整率	補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを比較してそのいずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額
種 別	保育人数														
A 型	4 人														
A型特例	1 人														
B 型	1 0 人														
B型特例	1 8 人														
負担能力指數	調整率														

		<table border="1"> <tr> <td>5未満</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>5以上 20未満</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>20以上</td><td>0.3</td></tr> </table>	5未満	0.7	5以上 20未満	0.5	20以上	0.3	
5未満	0.7								
5以上 20未満	0.5								
20以上	0.3								
		<p>ただし、保育施設の設置主体が開設後、3か年を経過していない場合は、最上位の率とする。</p>							
介護ロボット導入支援事業	<p>次に掲げる介護ロボットの導入に要する経費（備品購入費、使用料及び賃借料（事業所にロボットを導入する際に必要な諸経費を含む。））</p> <p>ただし、導入初年度に要する経費に限る。</p> <p>1 介護ロボットの導入 2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備</p>	<p>4 加算額</p> <p>(1) 24時間保育を行っている施設 16,010円×運営日数</p> <p>(2) 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数</p> <p>1 介護ロボットの導入に伴う経費 1台当たり補助基準額 (1) 移乗支援・入浴支援 2,000千円 (ただし、国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合1,334千円) (2) 上記以外 600千円 (ただし、国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合400千円)</p> <p>1 事業所当たりの限度台数 利用定員数に0.2を乗じて得た数 ※ 小数点以下切り捨て。ただし、1未満は1とする。</p> <p>2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi環境整備、インカム含む） 1 事業所当たり補助基準</p>	<p>1台につき、次に掲げる額のうち（最も）少ない額に2分の1（国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合は4分の3）を乗じて得た額及び台数を乗じて得た額を合算した額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額</p>						

		額 3,000千円 (ただし、国の実施要綱に定める一定の条件を満たす場合2,000千円)	
権利擁護人材育成事業	<p>報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>市民後見人の育成等に係る経費</p> <p>1 市町村当たり 4,000千円</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>
外国人留学生受入養成施設学習支援事業	<p>外国人留学生を受け入れた県内の介護福祉士養成施設が、介護福祉士としての就職を目指す留学生に対し、カリキュラム外の時間に行う介護福祉士資格取得のための日本語学習支援や介護専門知識強化に要する次の経費</p> <p>1 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、補助金（受講料に課る。）</p> <p>2 超過勤務手当（受入養成施設の学習支援担当者にかかるものに限る。）</p>	<p>1 の基準費 留学生1人当たり235千円以内。ただし、県の予算の範囲以内とする。</p> <p>2 の基準額 1 受入介護福祉士養成施設につき80千円以内。ただし、県の予算の範囲内とする。</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>
介護職機能分化等推進事業	報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、	1 団体当たり 4,000千円 ただし、県の予算の範囲以	次に掲げる額のうち最も少な

	食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	内とする。	い額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
介護職員人材確保対策事業	1 新規雇用者の人件費（無資格者に限る） 2 通勤手当等の諸手当 3 社会保険料に係る事業主負担分 4 介護職員初任者研修受講費用	人件費等経費 1人当たり 840千円	次に掲げる額のうち少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	離島・中山間地域等に所在する事業所・施設等が介護人材確保のために行う以下の取組に要する経費 1 地域外からの就職促進 (1) 地域外からの事業所・施設に必要な経費（赴任旅費、引越・転勤費用、短期間の就労等） (2) 地域外での採用活動のために要する経費 2 介護従事者の資質向上 介護従事者が地域外で資質向上に係る研修を受講するためには要する経費	1 事業所当たり 1,600千円 うち、1(1)の軽費 1人あたり 400千円	次に掲げる額のうち少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
外国人介護人材受入施設環境整備事業	外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）介護施設において、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、外国人介護人材と施設入所者等とのコミュニケーションの促進に係る支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に要する次の経費 1 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 (1) 外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外	1 施設あたり 300千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

	<p>部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費</p> <p>2 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費</li> <li>(2) 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成に必要な経費</li> <li>(3) 多言語翻訳機の購入またはリースに必要な経費</li> <li>(4) コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費（介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）</li> <li>(5) その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費</li> </ul> <p>3 外国人介護職員の生活支援に必要な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 孤立防止やホームシック等メンタルケアに必要な経費</li> <li>(2) 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費</li> <li>(3) その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費</li> </ul>	
--	--	--

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。